

「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の一部を改正する条例」案（概要）

1 条例改正の背景・目的

(1) 県は、太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例(以下「条例」という。)において、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図るため、太陽光発電施設等の設置及び管理に係る計画(以下「事業計画」という。)の届出制を創設する等、その設置及び管理に関して必要な事項を定めている。



(2) 条例施行(平成29年7月1日)以降、地元との調整や防災面の指導等により、太陽光発電施設等と地域環境との調和が図られてきたものの、一部の太陽光発電施設で土砂災害等の事故が発生するなど、安全面への不安が顕在化するほか、太陽光発電施設等と自然環境との共生及び発電事業廃止後の措置に対して、社会的に関心が高まっている。



(3) このような状況を踏まえ、災害の危険性が高い太陽光発電施設の設置について、許可制を創設する。また、太陽光発電施設等と自然環境を含む地域環境との調和を図ること及び廃止した後に適切な措置を行う責務が設置者にあることを明確化するとともに、指導権限等の強化により条例の実効性を担保する等、良好な環境及び安全な県民生活を確保するため、条例を改正する。

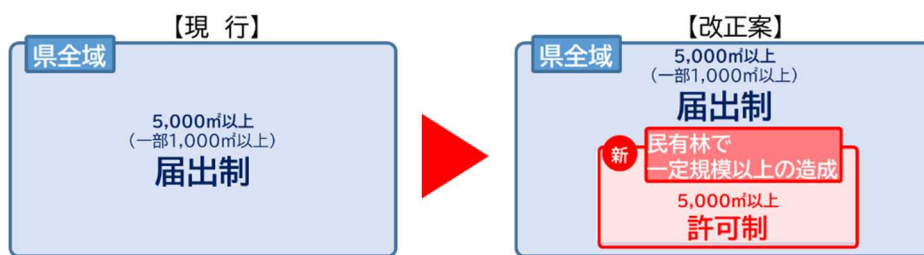
2 条例改正の概要

(1) 防災面の強化

近年多発する豪雨災害を背景とした山林斜面地における太陽光発電施設の崩落事故に対する住民不安の高まり及び国や他の自治体による規制強化の動きを踏まえ、防災に関する規制を強化する。

ア 許可制の創設【第7条の2関係】

山林に設置される太陽光発電施設の安全性を確保するため、条例により事業計画の届出が必要な太陽光発電施設等のうち、災害の危険性が高いものについては、届出制に加えて許可制を導入する。



(神戸市の全域、三田市の市街化調整区域を除く)

【許可の対象となる施設】

事業区域の面積が5,000平方メートル以上のもののうち、主な斜面地である民有林の区域(県土の約63%)を事業区域に含み、当該民有林において設置工事による切土又は盛土をする土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの。

阪神・淡路大震災の被害調査において、造成面積3,000平方メートルを超える盛土造成地に変動被害が顕著であった。

【許可の基準】

太陽光発電施設の設置に係る防災上の措置に関する事項その他の災害の防止に関して必要な基準を知事が別に定めることとする。

イ 設置禁止区域に関する規定の条例化【第5条の2関係】

安全な区域への施設の設置を誘導するため、これまで地域環境との調和を図るために必要な太陽光発電施設等の設置等に関する基準(平成29年兵庫県告示第400号。以下「施設基準」という。)で規定していた災害危険区域等の設置禁止区域を原則事業区域としてはならないことを、条例で規定する。

	現行(施設基準)		改正後(条例で規定)
設置禁止区域	災害危険区域 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害特別警戒区域	設置不可を条例で規定	災害危険区域(建築基準法第39条第1項) 地すべり防止区域(地すべり等防止法第3条第1項) 急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項) 土砂災害特別警戒区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項)
例外	事業区域及びその周辺の地域の状況等により明らかに支障がない場合		・事業区域及びその周辺の地域の状況等により明らかに当該地域の居住者等に安全上又は避難上の支障を及ぼすおそれがない場合 ・ から までの区域の変更により事業区域が から までの区域内にあることとなる前に設置工事に着手した場合

ウ 関係法令の事前手続の義務化【第8条の2関係】

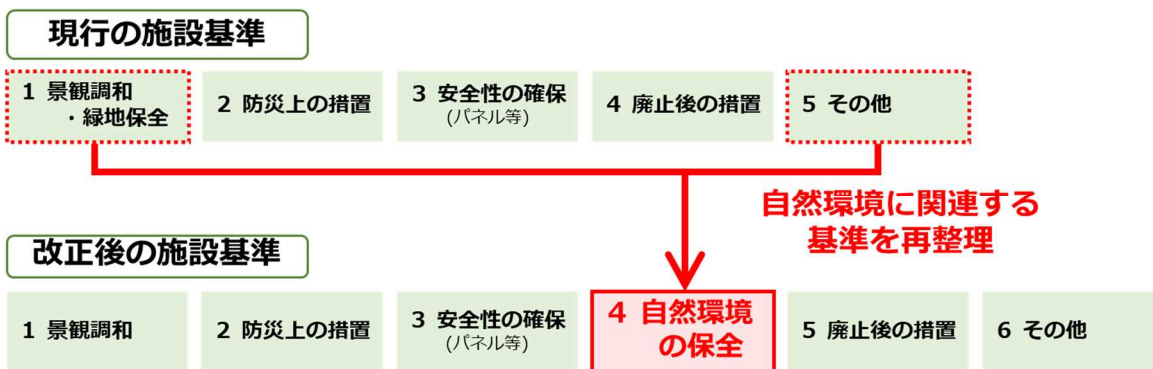
条例を他法令と一体的に運用することにより、太陽光発電施設等の事業区域及びその周辺地域の安全性を担保するため、条例に基づく許可申請又は届出を行う者は、あらかじめ、防災面で関連する法令(森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)に基づく手続を行わなければならないことを規定する。

(2) 自然環境面の強化

生物多様性への影響に対する社会的関心が高まっていることを踏まえ、山林やため池に太陽光発電施設等を設置する際の自然環境に関する規制を強化する。

ア 条例目的の明確化【第1条及び第6条関係】

自然環境の保全への意識を高め、山林やため池などの動植物の生息域の確保を図るため、条例目的で調和を図ることとしている「地域環境」に「自然環境」の視点が含まれることを明示する(第1条関係)。さらに、施設基準の項目に、現行条例で規定する「緑地の保全に関する事項」及び「その他知事が必要と認める事項」のうち「動植物等の生物への配慮」に関する基準を合わせて再整理した「自然環境の保全に関する事項」を追加する(第6条関係)。



イ 関係法令の事前手続を義務化【第8条の2関係(自然環境面で関連する法令は規則で規定)】

工事に着手する前に自然環境への影響を適切に評価し、その影響を最小限に抑えるため、条例に基づく許可申請又は届出を行う者は、あらかじめ、自然環境面で関連する規則で定める法令等(環境影響評価法、環境影響評価に関する条例等)に基づく手続を行わなければならないことを規定する。

(3) 太陽光パネルの廃棄問題等への対応【第5条関係】

施設基準の一つである太陽光発電施設等の廃止後において行う措置について、太陽光発電施設等の設置者に適切に措置を行う責務があることを条例で規定する。

【施設基準】(風力発電施設についても同様の基準を定めている。)

撤去時の措置	太陽光発電施設の廃止後は、設置者又は管理者の責任において、次に掲げる措置を行うこと。 ア 工作物を速やかに撤去すること。 イ 工作物の撤去により生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。 ウ 事業区域であった土地について、修景、整地その他の景観上又は防災上必要な措置を行うこと。
--------	---

(4) 指導権限等の強化

ア 立入検査、勧告及び措置命令を規定【第12条、第14条及び第14条の2関係】

(ア) 知事は、必要に応じて職員に事業区域等に立ち入らせることができることを規定する(第12条関係)。

(イ) 知事は、事業区域において災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、設置者又は管理者に対し、必要な措置を行うべきことを勧告することができることを規定する(第14条関係)。

(ウ) 知事は、設置者又は管理者が以下のいずれかに該当すると認めるときは、当該設置者又は管理者に対し、必要な措置を行うべきことを命ずることができることを規定する(第14条の2関係)。

a (1)アの許可があった事業区域において、災害の発生を防止するため緊急の必要があるとき(同条第1項)

b 許可の規定に違反して設置工事を行ったとき(同条第2項)

c 勧告を受けた者が正当な理由がなく勧告に従わないとき(同条第3項)

イ 罰則規定の追加【第19条から第21条まで関係】

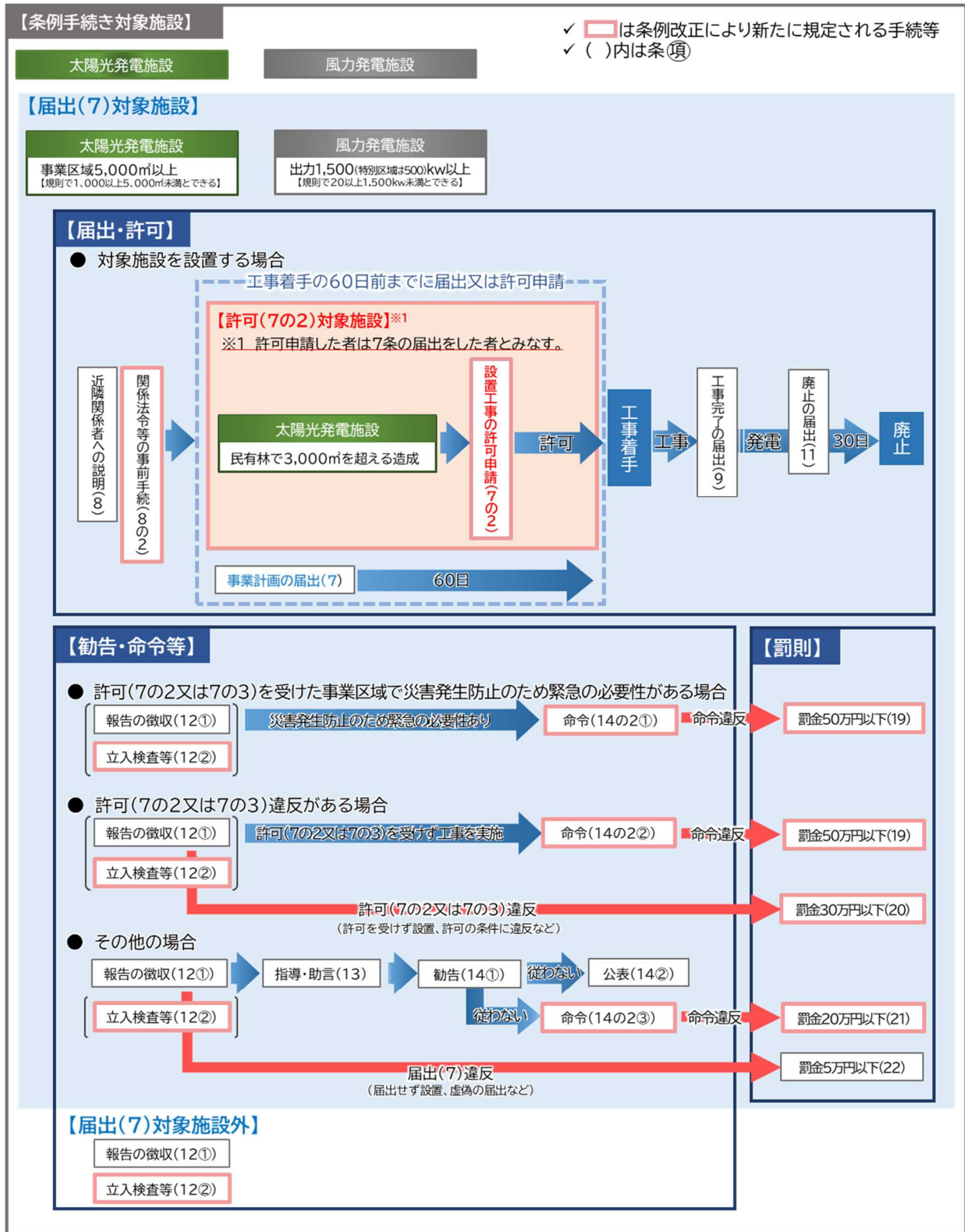
規制の実効性を高めるため、命令又は許可の規定に違反した者への罰則を整備する。

(ア) ア(ウ) a 又は b の措置命令に従わない者には50万円以下の罰金を科す(第19条関係)。

(イ) 設置に係る許可等の申請をせず、又は許可の条件に違反した者等には30万円の罰金を科す(第20条関係)。

(ウ) ア(ウ) c の措置命令に従わない者には20万円以下の罰金を科す(第21条関係)。

3 条例改正後の手続フロー



4 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年10月1日

(2) 経過措置

ア 設置禁止区域に係る規定は、令和6年10月1日以後に設置工事又は増設等工事に着手する太陽光発電施設等について適用する。

イ 許可制、関係法令の事前手続の義務化及び指導権限等の強化に係る規定は、令和6年12月1日以後に設置工事又は増設等工事に着手する太陽光発電施設等について適用する。